

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第1号

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟県庁舎等管理規則（昭和52年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地（以下「警察庁舎等」という。）を除く庁舎等においては総務管理部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。）が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長（長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長）又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(禁止事項等)</p> <p>第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>定められた場所以外の場所</u>で喫煙すること。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地（以下「警察庁舎等」という。）を除く庁舎等においては総務管理部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。）が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長（長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部港湾空港庶務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長）又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(禁止事項等)</p> <p>第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>廊下、倉庫等喫煙設備のない場所又は引火しやすい物の近く</u>で喫煙すること。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。